

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 四の七 (略)</p> <p>四の八 三―アミノプロパン―オール及びこれを含有する製剤。ただし、三―アミノプロパン―オール一%以下を含有するものを除く。</p> <p>四の九・四の十 (略)</p> <p>五・六 (略)</p> <p>七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ 〓ニ (略)</p> <p>ホ 四酸化ニアンチモン及びこれを含有する製剤</p> <p>へ・ト (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>八の二 二―イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―イソブトキシエタノール一五%以下を含有するものを除く。</p> <p>九 〓百十 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 〓四の七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四の八・四の九 (略)</p> <p>五・六 (略)</p> <p>七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ 〓ニ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ホ・へ (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>八の二 二―イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―イソブトキシエタノール一〇%以下を含有するものを除く。</p> <p>九 〓百十 (略)</p> <p>2 (略)</p>